

競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和7年11月20日

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
理事長 堀 場 厚

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア (単価契約) 電力の供給 (京都コンサートホール)
- イ (単価契約) 電力の供給 (ロームシアター京都)
- ウ (単価契約) 電力の供給 (京都市東部文化会館 ほか5施設)

(2) 需要電力量等

仕様書のとおり

(3) 契約(供給)期間

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで
(令和8年4月計量日から令和9年4月計量日の前日まで)

2 仕様書の交付

入札への参加を検討される場合は、業務の仕様書を交付しますので、次項に規定する入札参加資格の確認の申請の前に必ず仕様書の確認をしてください。

(1) 交付方法

ア 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団(以下「当財団」という。)ホームページからダウンロードしてください。

ただし、当該申請書等のダウンロードは、A4サイズの帳票として印刷し使用してください。

イ 京都コンサートホール事務所(以下「窓口」という。)で交付します。

(2) 交付期間

この公告の開始の日時から令和7年12月19日(金)まで

ア 窓口は、土曜日、日曜日、休日、令和7年12月1日(月)、同年12月15日(月)の休館日を除く、各日午前10時から午後5時まで

イ ホームページからのダウンロードは、交付期間の終日(ただし、最終日は午後5時まで)

(3) 交付場所

ア ホームページ

当財団ホームページアドレス

<https://www.kyoto-ongeibun.jp/>

イ 窓口

京都市左京区下鴨半木町1番地の26 京都コンサートホール内
公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

総務部総務課（担当：戸越、森島）

TEL：075-711-2980 / FAX：075-711-2955

3 質問及び回答

仕様書の内容や契約の手続きに関する質問を次のとおり受付けます。

(1) 期限

この公告の開始の日時から令和7年11月28日（金）午後5時まで

(2) 質問書の様式等

A4サイズの文書（様式は問いません。）で提出してください。文書には、質問者の法人の名称を明記し、複数のページとなる場合は、ページ番号を付して全体をホチキス止めしてください。

また、質問が複数となる場合は、それぞれの質問項目ごとに番号を付してください。

(3) 質問書の提出方法

質問書は必ず窓口を持参又は書留郵便にて提出してください。

持参の場合：土曜日、日曜日、休日を除く各日午前10時から午後5時まで

書留郵便の場合：令和7年11月28日（金）午後5時までに必着

口頭、電話、ファックスなど、他の手段による質問にはお答えできません。

(4) 回答

質問があった場合は、令和7年12月5日（金）から同年12月19日（金）の午後5時まで、すべての質問への回答を記載した文書を第2項第3号「ア」規定のホームページに掲載します。

4 入札参加資格

以下に掲げる入札参加者資格の種類に応じ、その全てを満たす者

(1) 令和7～9年度京都市競争入札参加有資格者名簿（物品関係）に登録されていること。

(2) 公告の日から入札の日において、競争入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。

(3) 電気事業法第2条第1項第3号の規定により小売電気事業の登録を受けた者（以下「小売電気事業者」という。）。

(4) 入札に参加しようとする電気事業者が、供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は電力の供給条件が、一般電気事業者（入札の対象施設が供給区域内にある者に限る。）の電気供給条件（特別高圧・高圧）に準じた内容のものであること。

(5) 過去5年以内に「京都市環境に配慮した電力調達評価基準」を満たしていると認められた者、入札参加資格の確認申請段階までに、京都市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出し、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められた者又は再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及

び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)を利用して得ることができるエネルギーをいう。) 比率
100%電気(京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気を含む)の料金メニューで契約する者(以下「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者」という。)

5 入札参加資格の確認

入札への参加を希望する場合は、次のとおり書類を窓口へ提出し、資格審査を受けてください。

(1) 提出書類

入札参加申込書(様式1)

(2) 提出方法

窓口まで前号の提出書類を持参又は書留郵便で提出してください。なお、提出後の書類の差し替え、訂正は不可とします。

(3) 提出期間

仕様書交付の開始の日時から令和7年12月19日(金)午後5時まで

持参の場合:土曜日、日曜日、休日、同年12月1日(月)及び12月15日(月)

の休館日を除く、各日午前10時から午後5時まで

書留郵便の場合:令和7年12月19日(金)午後5時までに必着

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

資格の有無について審査した結果については、令和7年12月24日(水)午後3時以降に電話により通知します。この場合において、資格がないと認めた者に対してはその理由を付して通知します。

(5) 入札参加資格確認の取消し

入札参加資格があると認めた者が、落札決定までの間に、必要な資格を欠くこととなったとき、又は入札への参加を認めることが不相当であると特に当財団の理事長が認めるときは、資格を取消し、改めてその旨を通知します。

6 入札書の提出(応札)

入札者(入札参加資格を有する者)は、入札書(様式2)を使用して入札してください。

(1) 提出書類

入札書(積算内訳書等の添付書類を含む)

(2) 提出方法

窓口へ持参又は書留郵便で提出してください。なお、提出後の書類の差し替え、訂正は不可とします。

(3) 提出期間

入札参加資格の確認結果の通知の日から令和8年1月15日(木)午後5時まで

持参の場合:土曜日、日曜日、休日及び令和7年12月29日(月)から令和8年

1月5日(月)の休館日を除く、各日午前10時から午後5時まで

書留郵便の場合:令和8年1月15日(木)午後5時までに必着

(4) 注意事項

- ア 入札書の各欄には、必要事項を漏れなく記入してください。
- イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することは出来ません。
- ウ 代表者又は受任者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合は、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を当財団に提出してください。
ただし、代表者又は受任者の記名押印がある入札書で入札する場合は、委任状の提出は必要としません。
- エ 入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
- オ 入札書に、積算内訳書（様式は問いません。）を必ず添付してください。

7 入札執行（開札）

開札について、次のとおり行います。入札者の参加は不要とします。ただし、立合いを希望する場合は、1社につき1名まで入札を執行する会議室に入室できるものとしますので、開札日の前日午後5時までにその旨を申し出てください。申し出のない場合は立合いを認めません。

(1) 日時

令和8年1月16日（金）午前10時

(2) 場所

京都コンサートホール会議室

8 入札予定価格及び入札金額の算出方法

(1) 入札予定価格

- ア（単価契約）電力の供給（京都コンサートホール）
金57,337,676円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- イ（単価契約）電力の供給（ロームシアター京都）
金74,673,186円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- ウ（単価契約）電力の供給（京都市東部文化会館 ほか5施設）
金62,649,971円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(2) 入札金額の算出方法

契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金などの契約単価を設定することを条件とします。落札の決定は、上記契約単価に基づき、仕様書の電力使用計画の数値を用いて作成された積算内訳表にて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行います。なお、この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとし、燃料調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金その他電気料金の算出にあたり、必要な項目については、令和7年10月分の単価を1年間通して使用してください。また、京都コンサートホールについては予備電力（線）の金額も含みます。

※ 国による「電気・ガス料金支援」については算出に含めないでください。

9 入札結果の通知

入札結果については、後日速やかに通知します。

10 入札の無効

別に定めるもののほか、次に掲げる場合は、その者のした入札は、無効とします。

- (1) 予定価格を超える額の入札があったとき。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が、2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札書に必要事項の記載漏れ（押印漏れを含む。）、訂正及び誤記があったとき。
- (5) 積算内訳書に誤記があったとき、又は積算内訳書の合計金額と入札書に記載された入札金額とに相違があったとき。
- (6) 委任状により代理人が入札を行う場合の入札書の押印が、提出された委任状に押印された代理人の印鑑と異なるとき。
- (7) 提出書類への虚偽の記載、その他入札に際し不正の行為があったとき。
- (8) その他、入札に関する条件に違反したとき。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 最低の価格で入札を行った者が2人以上あるときは、事務局による籤引きにより落札者を決定します。

12 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金は免除します。
- (2) 入札後には辞退できません。落札者となった者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、京都市の例により違約金を徴収します。
- (3) この調達、政府調達に関する協定の適用は受けないものとします。
- (4) 契約手続において、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 本件の契約書は、落札者が定める所定の契約書に準じ、2通を作成し、当財団及び落札者がそれぞれ1通を保有することとします。
- (6) 提出された資料は、返却いたしません。
また、その作成及び提出にかかる費用は、入札参加者の負担とします。
- (7) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、当財団は落札決定を取消することができるものとします。
- (8) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同様。）、又は役務を調達してはいけません。

- (9) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件、又は役務を契約者に供給してはいけません。
- (10) 本項第8号及び第9号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件、又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達、その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件、又は役務の一部を調達する必要がある、あらかじめ文書による当財団の承諾を得た場合は適用しません。
- (11) 義務の履行の委託の禁止
- 契約者は、当財団の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはいけません。
- (12) 落札者が契約を締結しない場合において、第11項第1号の規定により落札者を決定していたときは、当該落札者の次に低い価格で有効な入札を行った者を落札者とし、第11項第2号の規定により落札者を決定していたときは、籤引により落札者とならなかった者を落札者とします。
- また、本項第7号の規定により落札決定を取消した場合も同様とします。
- (13) 本件入札の手続き及びこの契約に関しては、この入札公告に定めるもののほか、京都市の例によります。